○国土交通省告示第千二百七十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年十月三十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5453号	飲料水	アルプスユミヤン	株式会社ヤクシ	大阪府貝塚市二色南町2番11号

○防衛省告示第二百二十号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年十一月十一日

防衛大臣　稲田　朋美

1　実施艦等

(1)　自衛艦九隻

(2)　その他

ア　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

イ　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

2　区域

(1)　日時

平成二十八年十一月十八日（予備、同月十九日及び同月二十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

(2)　区域

沖縄島南東方の次のアからキまでの七地点を順次結んだ線及びアの地点とキの地点を結んだ線により囲まれる区域

ア　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

イ　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

ウ　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

エ　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

オ　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

カ　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

キ　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

3　実施艦等

(1)　自衛艦十三隻

(2)　その他

ア　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

イ　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

ウ　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年十一月十一日

防衛大臣　稲田　朋美

1　日時

平成二十八年十一月十八日（予備、同月十九日及び同月二十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

2　区域

沖縄島南東方の次のアからキまでの七地点を順次結んだ線及びアの地点とキの地点を結んだ線により囲まれる区域

ア　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

イ　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

ウ　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

エ　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

オ　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

カ　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

キ　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

3　実施艦等

(1)　自衛艦十三隻

(2)　その他

ア　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

イ　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

ウ　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年十一月十一日

防衛大臣　稲田　朋美

1　日時

平成二十八年十一月二十三日及び同月二十四日（予備、同月二十五日）の毎日〇七〇〇から一六三〇まで

2　区域

若狭湾北方の次のアからエまでの四地点を順次結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれる区域

ア　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三五度五九分五〇秒

イ　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

ウ　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

エ　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

3　自衛艦八隻

4　実施艦等

(1)　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

(2)　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

(3)　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名

図面縦覧場所

占用を制限する区域

一般国道　十八号

関東地方整備局及び同局長野国道事務所

長野県上水内郡信濃町大字穂波字大道下一三八三番一から同町大字古間字清水東一三六三番五まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十一月十二日

○中国地方整備局告示第百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、中国地方整備局、同局浜田河川国道事務所、同局山口河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

中国地方整備局長　丸山　隆英

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　百九十一号　萩市椿東地先から益田市高津町地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　アルテリア・ネットワークス株式会社　代表取締役社長　ＣＥＯ　安斎富太郎

住所　東京都千代田区大手町二丁目六番一号

三　他の管理者が行う管理の内容

一般国道191号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び中国地方整備局道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

四　管理の期間　平成二十八年十月十七日から本協定の存続する日まで

○九州地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

九州地方整備局長　小平田浩司

(1)　道路の種類　一般国道

(2)　路線名　三十四号

(3)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
長崎県東彼杵郡東彼杵町菅無田郷字二ノ瀬西平四四番一地内	前	一一・二五～一五・五七	〇・〇三一
	後	一二・二五～一六・一四	〇・〇三一

(4)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所